

公正な入札契約の確保に向けての緊急措置

指名競争入札競売入札妨害事件を受けての再発防止

大阪市においては、これまで、平成 12 年の市政運営刷新委員会の提言等を踏まえ、入札契約制度の改善を進めるとともに、公正な職務の執行を確保するため、「公正・公平な入札・契約の確保のための職務執行マニュアル」の策定や職員研修を実施してきたところである。

しかしながら、今回、本市の指名競争入札を巡り競売入札妨害容疑で入札担当職員が逮捕、起訴されるという事態が発生した。

こうしたなか、先日、大阪市入札等監視委員会から再発防止に向けての緊急提言がなされたところである。

当委員会としては、今回の事件を重く受けとめ、入札契約に関わり、二度とこのような事件が起こることのないよう、関係機関とも連携しながら、大阪市入札等監視委員会の意見にしたがい、再発防止に向けて直ちに措置を講じることを決定する。

平成 17 年 11 月 11 日

大阪市入札契約制度改善検討委員会